

公 告

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、令和8年5月8日から同年9月8日までの間、山口県産業労働部経営金融課及び下松市地域振興部産業振興課において公衆の縦覧に供します。

令和8年5月8日

山口県知事 村岡 嗣 政

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ミスターマックス末武店・マックスバリュ末武店
所在地 下松市大字末武上1670の1

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社ミスターマックス・ホールディングス	福岡市東区松田一丁目5番7号	平野 能章
株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目2番1号	山口 普

3 変更に係る事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称

- 変更前 マックスバリュ末武店
- 変更後 ミスターマックス末武店・マックスバリュ末武店

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- 変更前 株式会社フジ
代表取締役 山口 普
愛媛県松山市宮西一丁目2番1号
- 変更後 株式会社フジ
代表取締役 山口 普
愛媛県松山市宮西一丁目2番1号
株式会社ミスターマックス
代表取締役社長 佐藤昭彦
福岡市東区松田一丁目5番7号

4 届出年月日

令和8年4月22日